

邇摩高校魅力化コンソーシアム 規約 (令和4年4月1日改正)

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「邇摩高校魅力化コンソーシアム」(以下、「コンソーシアム」という。)とする。

(目的)

第2条 邇摩高校を核に地域の多様な関係者と生徒、保護者、教職員、同窓会等の邇摩高校関係者が協働体制を構築し、地域を支える人財育成のため、学校教育を充実させることを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 地域連携や他校種連携の推進に関する事業
- 二 地域人材育成に関する事業
- 三 学校や地域の魅力の情報発信に関する事業
- 四 その他、コンソーシアムで必要と認める事業

(組織)

第4条 コンソーシアムは、邇摩高校と地域との協働活動に関わる人材及び団体によって構成される。

- 2 コンソーシアムには、協働活動の情報共有の場としての役員会と、具体的な協働活動を行うワーキンググループを置く。

(役員)

第5条 役員会の役員は15名以内とし、校長が委嘱する。

- 2 役員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の場合は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長及び監事)

第6条 役員会に会長及び副会長及び監事を置き、役員の内選によりこれを定める。

- 2 会長は、役員会を総理し、コンソーシアム及び役員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、コンソーシアムの会計を監査する。

(役員会)

第7条 役員会は、会長が招集する。ただし、緊急を要する場合においてはこの限りではない。

- 2 役員会は、原則年2回開催する。
- 3 役員会の議長は会長をもって充てる。
- 4 役員会は、役員の内半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 役員は自己の利害に関する議事に参与することができない。
- 6 役員会の議事は、出席役員の内過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(役員会の承認事項等)

第8条 会長は、第3条に掲げる事業について、役員会の承認を得るものとする。

- 2 役員会は、次条で定める各ワーキンググループでの活動や決定事項について共有・振り返り・熟議することで、地域を支える人材の育成に向け、より良い取組の推進のための連絡・調整・支援を行う。

(ワーキンググループ)

第9条 ワーキンググループは、コンソーシアムの協働の場とする。

- 2 各ワーキンググループに、グループリーダーを置く。
- 3 各ワーキンググループは、校長と協議のうえ開催する。
- 4 ワーキンググループを新たに立ち上げる場合は、役員会で決定する。

(事務局)

第10条 コンソーシアムの事務局を邇摩高校に置き、コンソーシアムに関する連絡調整及び事務処理を行う。

- 2 会長は事務局員より事務局長を選任する。事務局長の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

(規約の変更等)

第11条 この規約は、役員会の議事を経なければ変更することはできない。

- 2 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、役員会の議事を経て会長が定める。

附 則

この規約は、令和3年6月7日より施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日より施行する。